

議案第60号 井原市美星地区畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例について

賛成の討論

4番 柳井一徳 議員

「本条例案に可決の立場から発言いたします。

今定例会での議案第60号 美星地区畑地かんがい施設条例の改正についての争点は、給水使用料値上げ幅が1.5倍ということと、そしてあくまでも特別会計で運営するというところにあります。

まず、給水使用料の値上げが1.5倍に設定された経緯は、現行の畑地かんがい給水事業特別会計では給水使用料収入だけでは歳出を賄えず基金を取り崩して対応しており、この基金も先ほども建設水道委員会で討論いたしました。平成28年5月には1千万円の残高もゼロ円になるとお聞きしております。かんがい施設に必要なポンプの運転に要する電気代も受益者からの使用料収入では賄えないのであれば、ここで是正しなければならないと思います。

試算では、現料金の1.4倍でも黒字化はできないと聞いております。平成3年の供用開始以来、一度も改正されておらず、電気料金の値上がりを見ても現行の1.5倍はやむを得ないと考えます。また、この値上げをすることにより、単年で100万円、10年で1千万円の黒字が見込まれるとのことでもあります。

次に、特別会計についてでありますけれども、地方自治法第209条には、会計の区分、これが規定されており、特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって、特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要があります。この場合において条例でこれを設置できる、とされております。一般会計での行政事務に要する経費が徴収される租税によって賄われているのに対し、特別会計を設ける事業は限定されるため、その収入によって運営を維持されなければならないという原則があります。

美星畑地かんがい事業は、合併前から特別会計で運営されていて先ほどの会計の区分の原則に従うべきと考えるものであります。

以上のことから、このかんがい事業の会計の歳出は給水使用料の収入を充当することが当然であり、経費の不足分を一般会計からの繰入金に求めることは受益関係のない一般市民にまで負担を求めることになり、慎まなければならないというふうに思います。

よって、私は使用料の引き上げにより、収支のバランスを保つべき本条例は原案ど

おり可決するべきであると考えます。」

5番 惣台己吉 議員

「議案第60号 井原市美星地区畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例につきましては、建設水道委員会に付託され、先ほどの報告のとおり否決決定いたしました。

私は、建設水道委員会の委員長であり、委員会での採決の際に、可否同数のとき以外は、表決に加わることができません。

しかし、本会議での採決に当たっては、一議員として議案に対する可否を明らかにすることになります。

委員長報告は、委員会での審査結果を委員長職務として報告したものであり、私個人といたしましては、本会議あるいは委員会での審議を通じて、畑地かんがい事業を今後も安定的に運営していくためには、原案のと通りの給水使用料引き上げが必要であると判断をいたしました。

よって、議案第60号につきましては、原案のとおり可決すべきであります。」

15番 宮地俊則 議員

「原案を可決すべきとの討論を行います。

本議案は、来年度当初予算を組む必要がある重要な案件であります。

他地区との均衡を図る上からも、また本特別会計を破綻させることなく存続させていくためにも今定例会で可決すべきものであると考えます。」

反対の討論

13番 大滝文則 議員

「委員長報告に賛成の立場で討論いたします。議案第60号 井原市美星地区畑地かんがい条例の一部を改正する条例については、委員長報告は反対でありました。

農業を取り巻く環境は、近年の異常気象、またTPP交渉の概ねの妥結という不安材料も含めて厳しさを増すばかりであります。

政府では、農業に与える影響を最小限にとどめるための激変緩和策として、さまざまな予算措置を初めとする対応策を示しているところであります。また、地方創生あ

るいは一億総活躍社会を目標とし、地方を元気にするための政策も示されています。

こうした中で、今回の井原市の対応はと言いますと、井原市での地方切り捨て、弱者切り捨ての政策を問答無用に行おうとしているのが現実であります。

市民と協働のまちづくりを掲げながらも、市民からの話は全く聞き入れずに決定しようとする条例案には賛成するわけにはいきません。

よって、今回の議案第60号 美星地区畑地かんがい条例の一部を改正する条例についての反対討論といたします。」

請願第4号 「介護報酬の緊急再改定等を求める」請願書

賛成の討論

14番 大 鳴 二 郎 議員

「請願第4号 介護報酬の緊急再改定等を求める請願書について討論させていただきます。さまざまなサービスがあるのが介護ですが、全体的に見ると介護報酬は、2.27%引き下げ、これまでと同じサービスを提供している事業者は収入ダウンであります。それによって働き手の賃金が削られるのではないかという懸念があります。

問題は、介護が必要な高齢者がどんどんふえること、現時点での国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会、75歳以上の3人に1人は支援または介護が必要である。また、介護の仕事に就く人が圧倒的に足りない。介護に使えるお金が足りない等の問題点があるが、賃金を月1万2千円増となりましたが、事業者からすれば介護報酬引き下げで収入は減っているわけですから、月額給料をアップするかわりにボーナスをカットすること等が考えられ、賃金がアップするとも言い切れませんと思います。これからも高齢者社会の中で介護事業者は絶対必要と思いますし、その家族や利用者を初め大きな範囲に影響をもたらしております。

よって、この請願は採択すべきと思います。」

20番 森 本 典 夫 議員

「請願第4号 介護報酬の緊急再改定等を求める請願書について討論を行います。請願趣旨にもありますとおり、2015年4月に改定された介護報酬引き下げにより、介護事業者や介護労働者らが、ますます厳しい環境下に追い込まれております。

これを改善するためにも、緊急に介護報酬の引き上げの措置を求めるのは当然のこ

とだと考えます。

「したがって、この請願第4号を採択し、国に対して意見書を送付すべきだと思います。」

反対の討論

7番 坊野公治 議員

「請願第4号 介護報酬の緊急再改定等を求める請願書について、不採択の立場で討論させていただきます。

今回の介護報酬改定では、総額2.27%の引き下げになっています。内訳は、介護従事者処遇改善加算分で1.65%の増、認知症、中重度利用者に対応する加算分で0.56%の増であるのに対し、各介護サービスに施設規模、地域の状況に応じてのサービス料金の適正化分で4.48%減であり、差し引きで総額2.27%減少となっています。

今回、マイナス改定の流れになったのは、社会福祉法人の内部留保が1施設平均3.1億円との報告があったところが考えられます。

しかし、介護従事者の人手不足は深刻であります。介護報酬をプラス改定にすれば、介護従事者の給与が上げられると思いますが、過去にプラス改定をしたとき、給与に余り反映されなかった経緯もあります。

そこで、2009年度から介護従事者処遇改善加算を設け、増額することで介護従事者の処遇は次第に改善されてきています。

今回の改定は、介護従事者にとってはプラスの改定であり、介護事業者にとってはマイナスの改定になっていると言えるのではないのでしょうか。しかし、介護報酬を引き上げるということは、その分だけ税負担と保険料負担が伴うということでもあります。

よって、請願項目にある、介護報酬の大幅な引き上げと、利用者・国民の利用料・保険料負担につながらない措置をとることは難しいと考えます。

介護報酬制度をめぐる問題は、給付と負担の両方をバランスよく考える必要があると思います。

よって、難しい判断ではありますが、請願第4号に関しては、不採択と考えます。」